

# 淀川水系流域委員会

## 第7回水位操作WG検討会

### 議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方  
につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

寺川委員

西野委員

日 時 平成18年12月19日（火）  
午後 2時32分 開会  
午後 4時55分 閉会  
場 所 コラボしが21 3階 中会議室1

〔午後 2時32分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりしたので、これより第7回水位操作WG検討会を開催したいと思います。本日は議事次第にございますように4つの議題を進める予定となっております。配付資料につきましては議事次第の下に記述してありますのでご確認いただければと思います。発言に当たってのお願いでございますが、速記録をとっております。発言をいただく際はお名前を発声してから必ずマイクに向かうようお願いいたします。また、一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので審議中の発言はご遠慮をお願いいたします。それでは西野リーダーよろしくをお願いいたします。

### 1．水位操作WG意見書論点整理

西野WGリーダー

きょうが恐らく委員会としては年内最後の会議になるかと思えます。よろしく申し上げます。きょうは村上サブリーダーがほかの用事があるということでご欠席ということで少し寂しいんですが、よろしく申し上げます。

お手もとの資料1をごらんください。「水位操作WG論点1219」というのをお渡ししています。これは前回のワーキングで私のお出した論点および綾委員、それから荻野委員、それから寺川委員の方から治水・利水利用についての論点をいただきましたので、それを後ろにくっつけたものです。1枚目と2枚目に目次がございます。まず、目次をごらんください。

「1．はじめに」「2．琵琶湖淀川水系の特性と水位」「地質時代、先史時代の琵琶湖と淀川」、その次に「内湖、巨椋池、淀川の変遷」というのを入れます。

「3．水位観測開始以降の水位変動」、この次の「A」、これを削除をお願いします。3の中に括弧が4つございまして、「(1)南郷洗堰の設置(2)第1期河水統制事業(3)淀川水系改修基本計画(4)瀬田川洗堰操作規則の制定」となっています。その後ろに「(5)淀川大堰の設置前後の水位変動」、これはまだ文章はできておりませんが入れてはどうかというふうに考えております。

「4．琵琶湖および淀川の水位操作に関するこれまでの経緯」「(1)南郷洗堰設置以降の琵琶湖の水位変化」、これを「水位変動」に直していただいて、「水位変動と環境影響」、「(2)水位操作規則制定にともなう環境影響」、その(2)の中に丸が5つありまして、「長期的水位低下の頻発化 急激な水位低下 水位の季節的な変動リズムの喪失 水位変動による攪乱頻度の変化 冬期の高水位」となっております。

その次に、「5．流域委員会での審議(2001年～2006年)」、「(1)水位操作に関する議論

(2)水位操作の試行(3)水位操作意見書の提出(2005年1月)(4)第2次流域委員会の発足」。

「6.水位操作の試行とその評価」、「(1)3年間の試行の評価(2)琵琶湖本来の水位変動に向けて」、そこに丸が5つございます。「新たな制限水位をBSL±0cmにしたかどうかという提案について」。これは意見書と、この(3)で2005年1月に出した意見書の提案についてという意味です。「本来の水位変動に向けての提言 攪乱の回復 微地形の改変による修復環境振り替えについて」。

次ですが、「7」を「〔3〕」にさせていただきまして、それが「淀川本来の水位変動に向けて」になります。「8.治水」を「7」に変えてさせていただきまして、「(1)琵琶湖治水の経緯と現状(2)洪水期制限水位の変更に伴う治水リスクの増加とその対策(3)瀬田川洗堰の全閉問題」、この7が綾委員の修正意見をそのまま修正なしに載せております。これは前回以降にいただいた意見となっております。

それからその次が「9」を「8」にさせていただきまして、「8.利水管理」。その中に括弧が5つありまして、「(1)琵琶湖開発事業における利用低水位と補償対策水位(2)非常湯水と異常湯水(3)湯水対策の早期化(4)琵琶湖の湯水シミュレーション(5)治水について(6)琵琶湖の事前放流」。

次に「10」が「9」になりまして、「利用」。この「利用」は寺川委員の意見を入れてあります。

8の利水管理につきましてはこれは荻野委員から昨日修正案をいただきましてので、前回よりは新しくなっております。大体こういうような構成となっております。

実際に、1を除きまして、大きな2から5まではこれまでの経緯ということになります。実際ここで議論した中身につきましては「6.水位操作の試行とその評価」の(1)、(2)及びそれ以降が本ワーキングで議論してきた内容となります。

それで、もう皆さんは既にある程度、前のは何度も目を通しておられるので6番からいったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。それともざあっと最初から見といった方がよろしいでしょうか。

今本委員長

6からでどうでしょうか。

西野WGリーダー

6からでよろしいでしょうか。では、「6.水位操作の試行とその評価」をごらんください。10

ページですね。多少その前に書いてある文章と6以降のが多少オーバーラップするんですけども、それは後でまたオーバーラップについては整理をさせていただきたいと思います。6から読ませていただきます。

「6. 水位操作の試行とその評価 琵琶湖河川事務所では洗堰操作規則の制定以来、5月中旬から6月中旬までの1ヶ月間で、春期に常時満水位」、これは基準水位+30cmのことで、「付近まで回復した水位を制限水位の-20cmまで下げている。また梅雨期の降雨が期待をしていたほど見込まれないときもあり、そのようなときでも下流域の生活や産業のため必要な用水は琵琶湖から補給する必要があることから、年によっては、その後も水位低下が進行することがあった。さらに6月以降の制限水位期には、梅雨で水が上昇しても」、「水位」ですね、失礼。「水位が上昇しても、速やかに低下させるような操作が行われてきた。」。

「琵琶湖河川事務所では、委員会の提言を受け、平成15年（2003年）より、特に在来のコイ科魚類の産卵環境改善のため、水位操作の試行を行ってきた。すなわち、治水・利水機能を維持しつつ、急激な水位低下を避けるために4月初旬から5月中旬までの水位の目標を常時満水位（+30cm）より低く設定し、その後、6月中旬に洪水期制限水位（-20cm）になるよう、徐々に低下させてきた。また、コイ科魚類は降雨後に産卵することが多く、孵化には5日ほどかかることから、降雨によって上昇した水位をその後の気象状況に十分注意しながら、概ね維持した後、目標とする水位まで緩やかに低下させるような操作も実施している。但し、6月中旬には制限水位まで低下させる必要があることから、この操作は5月中旬までとしている。しかし平成16年に同様の操作を行ったところ、4月より断続的に降雨があった後、5月中旬に大きな降雨があり、その結果常時満水位を超えたため、急激に琵琶湖水位を低下させた。ところが、この大きな降雨時に大量のコイ、フナ類が産卵があったため、多くの卵が干出して死亡した。」。

「この結果を受け、琵琶湖河川事務所では翌平成17年（2005年）、18年（2006年）の試行では、急激な水位低下を避けるため、5月中旬までの水位を+5cm～+25cmの範囲内で維持し、この間、降雨により水位が上昇したら7日間水位を維持した後、速やかに水位を低下させるような操作を実施してきた。しかし6月15日以降の洪水期制限水位（BSL -20～-30cm）の引き上げは、操作規則に抵触するからという理由で考慮されていない。」。

というのが、これまでの水位操作の試行を簡単にまとめたものです。その後に「（1）3年間の試行の評価」ということで、「コイ科魚類の繁殖環境改善については3年間の調査で作業仮説の提示が可能な段階にきている。また水位の試行のみならず、微地形を改変することによる繁殖環境改善の試みも地域住民との連携で進められており、評価できる。」。

「ただ、過去3年間の試行は現行の水位操作規則の範囲にとどまり、特に6月以降は制限水位を保った状態に変わりはなく、今後とも長期的水位が生じる可能性は高いままである。」。

「また6～7月の梅雨期および8～10月の台風期の水位変動リズム（水位上昇）は失われたままで、この時期のコイ科魚類の繁殖環境は改善されたとはいえない。ただし、6月以降の降雨で」、これはちょっと意味がわからない、「水位が上昇することがあるが、その場合もすみやかに水位が低下させるよう操作がなされている。」。

「したがって現行の水位操作規則に基づく試行では琵琶湖の生物の生息環境の本質的な改善には繋がっていない。琵琶湖の生物・生息環境保全のためには、瀬田川洗堰操作規則の変更、特に第1期制限水位の引き上げが不可欠である。」。

「なお、4年間の試行では、治水については大きな影響は出ていない。また利水については、平成17年12月に-90cm近くまで水位が低下したが、これは夏期制限水位の9月以降の降雨が少なかったためである。」。

（2）番としまして、ここで5つの提案をしております。1つが「新たな制限水位をBSL $\pm$ 0cmにしたかどうかという提案について」ですが、これは平成17年1月の水位操作についての意見書ではBSL $\pm$ 0に戻すべきであるという提案だったわけですが、その根拠につきましては今のところ経験則でしかない。南郷洗堰が1905年に設置されて以降1992年までさまざまな経緯があったが、 $\pm$ 0cmを中心に操作してきたので、経験則として0cmを提案した。今後は技術的な可能性のもとに、沿岸域の生き物の調査、農業被害なども含めた形でかなり綿密な調査検討をしながら求めていくべきだろうということにしております。

これがある意味BSL $\pm$ 0というのが1つのゴールではあるわけですが、すぐにそこまで行くのは難しいのではないかとというのがこれまでの水位操作ワーキングで検討してきた1つの結果ではないかと思えます。

2番目としまして、「本来の水位変動に向けての提言」ということで、これは2つに分かれております。1つは「a. 4月-5月の非洪水期の水位操作についての提言」で、これは前回私が提案させてもらったものですが、4月から5月の間に何回か水位を10cmぐらい上げるようなことを何度かやったらどうかというのを1つ提案させております。それからもう1つは、「b. しかしそのような試行を行ったとしても、6月以降の制限水位が低い限り、コイ、フナ類の産卵量が増える可能性は乏しい。制限水位を上げることが不可欠である。」。では、どれぐらい上げたらいいかということなんですが、それについては1つ皆さんにこの紙を、1枚物をお渡ししていますので、それをごらんください。

これは11月13日のワーキングのときに河川管理者の方からデータを提出していただきました。これは琵琶湖の水位が例えばBSLから-10になったときのどれぐらいのヨシ帯が干上がるかというふうに、それぞれの琵琶湖のヨシ帯の面積を10cmごとに区切って計算したものです。これを見ていただきますと、3つ線が引いてございます。一番右の縦の線がBSL-30の線だということです。真ん中の線がBSL±0、左の線がBSL+30の線ということになります。白抜きが琵琶湖全域の冠水ヨシ、それぞれの10cmごとのヨシ面積です。それから黒く塗りつぶしてあるのはそのうち北湖のヨシ帯だけをとったものです。これを見ていただきますと、-30と-20の間というのはあんまりヨシ帯が少ないんですね。-20より上になると結構ヨシ帯の面積が、特に北湖ですけれども、多いというのがおわかりになられるかと思います。

したがって、本当は0にするのがいいのかもしれないけれども、例えば第1期制限水位を現行の-20から-10にするだけでも随分ミズヨシの面積というのはふえるのではないかと思います。まだもう少し、すべてのデータをチェックしたわけではないんですが、1つの提案としましては現行の第1期制限水位、つまり6月15日から8月31日までの水位を-20から-10に上げてはどうかというのが1つの提案でございます。これについてご議論いただければありがたいと思います。

それから、「攪乱の回復」です。「湖や河川管理者の水位変動は攪乱(冠水と干陸化の繰り返しやフラッシュアウト)と冠水に伴う新たな一時的水域の出現(コイ科、ドジョウ科等在来魚類の繁殖環境、レフュージアの出現)を作り出すと。本来、モンスーン気候が有する季節的水位変動パターンや水位変動による攪乱(冠水と干出の繰り返し)の回復が必要。」。

「微地形の改変による修復」、「過去の水位変動に直ちに戻すことについては、様々な調整が必要で、時間を要すると予想される。それまでの間、実施すべき課題として、在来生物の生息環境を改善されると考えられる水辺の微地形の改変可能性とその効果について検討する必要がある。」。

「琵琶湖河川事務所では、平成18年より地元NGOや住民と共に『琵琶湖と田んぼを結ぶ取り組み』を始めている。これは琵琶湖周辺のヨシ帯とその上流に位置する田んぼとを繋ぐことで、分断されている湖の水移行帯の回復を図る試みで、市民参加による在来魚の生息環境の保全、修復の試みが高く評価できる。」。

「しかし琵琶湖は湖岸の全長が約220kmもある。そのうち18%がヨシ帯で、単純計算しても湖岸に広がるヨシ帯の総延長は40kmにのぼる。このような微地形や地盤高の改変による修復はある程度は可能と思われるが、このような修復により、何がどれだけ回復可能となるかの見通しが必要となる。」。

次に「環境振り替えについて」ですが、これは実は前の意見書を、今回ほとんど原稿ができて

ないというのもありまして、そのまま前の意見書を引っ張ってきております。一応読ませていただきます。

「丹生ダムに関し、河川管理者は、ダム容量の環境振り替えによる湖岸域の生物生息環境改善を提案し、そのプラスの効果を提示した。また、整備事業が琵琶湖の水質環境にもたらすマイナスの影響については、その一部について『環境アセスメント』の手法を用いて調査・検討を行い、影響はほとんど認められなかったとしている。しかし、生物生息環境の改善効果に過大な期待を寄せることには本質的に無理があり、またダム建設の琵琶湖への長期的、非可逆的かつ重大なマイナスの影響の可能性についても不測な要因が多すぎる。したがって委員会は、予防原則を重視した判断を求め、仮に治水上ダム建設が不可欠であるにしても極力規模を限定し、環境に与える非可逆的なマイナス影響の可能性を低くする選択が望ましいとしている。」。

「環境振り替えは安易に考えるべき問題ではない。環境が悪くなったのは、我々の水の使い方とか、治水のあり方とかいう住民がかなり係わっており、環境振りかえというのは理論的にはあり得るが、その内容については慎重に検討する必要がある。」。

「例えば、琵琶湖の水位環境は非常に悪くなっている。自然の状態に近い環境がよいわけであるが、それを回復するためにはダムではなく、水の使い方、利水とか治水とかのあり方を考える。まず、水位操作のあり方の変更でどこまでできるかということを徹底的に詰め、その上でどうしても満足できないならば、ダムあるいは他の案が考えられるというような問題だと思う。しかし、その場合においても新たな環境問題が起こる可能性があるから、環境振り替えはそう簡単ではないということである。」。

ちょっとこれは口語体になっていきますけれども、その部分は後で調整、修正させていただきます。

以上ですが、どうでしょうか。とりあえずここで一度議論をしていただいたらどうかと思うんですけれども。

今本委員長

制限水位についての考え方なんですけれども、非洪水期に+0.3mというのを±0にするというのは、これは制限水位を変えなくても+0.3m以下というのが操作規則ですから、運用で対応できるのではないかと。現実には今5cmから25cmのところまでやってくれていますので、それがもう一つ努力できないだろうか。しかし、もう一方の-20cmを-10cmにするのは、これは河川管理者としてはきついでしょね。いかがですか。これは運用ではないですからね。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。前回のワーキングでも考え方はどうかということでお答えさせていただいたかと思いますが、ダム方針でお示したように制限水位は上げるとしても治水対策だとか方策を抜きにはできないだろうという意見を申し上げて、ああいう形で案を示させていただいているところです。制限水位以外の部分について、おっしゃいましたように常時満水位という表現でしかございませんので、そのあたりは微妙で、あのようになっているという状況でございます。

西野WGリーダー

ほかに何かありませんか。はい。

今本委員長

今の説明はよくわかります。よくわかるんですけども、それを言われたらもうどうしようもないんですよ。ですから、あとはどういう理屈へあるいはどういう新たな技術でもって変えることができるんだろうか。-20cmというのも、これは制限水位が-20cmであって実際にはそれより低いわけですよ、現実には。ただし、雨が降らない場合ですけどね。その辺との兼ね合いを何とか考える余地がないのかどうか。少なくとも操作規則を無視した操作は、これはできないでしょうし、我々が求めても無意味になると思うんです。そういう意味でどこに解決策があるのかですね。

西野WGリーダー

ほかにありますか。きょうは治水の専門家が今本先生しかおられなくて、なかなか議論しづらいんですけど、BSL±0にすると一気に20上げるというのは確かに非常に大変だなというのもわかったんですけど、20から10に上げるのがそんなに大変なんでしょうか。非常に素朴な疑問が。

今本委員長

いえいえ、+30を0でやろうが運用でいけるわけです。+30以下であればいいということですから。ところが、-20cm以下あるいは、-30cm以下の制限水位の時期にそれよりも上回るというのは規則違反になります。今までは+0.3以下というのを限りなく+0.3近くやっていた、それで急激に50cm近く下げたのをこういう努力でやってこられた。これは僕は大いに評価すべきだと思うんです。その次の問題ですよ、これは。規則にのっとる限りはできないんですよ。ですから、規則を変えるか、変えるためには何らかの論理が要るということです。

荻野委員

こういう操作規則ができて10何年になりますね。低下曲線のデータもたくさん得られているわけですね。操作規則は一定の想定のもとでつくられたものであって、10年なり15年なりやってみて、もう一度データをもとに、これまでの何年かのデータをもとに、再計算、あるいは再検討をすると

いうことはあり得るのではないかなと思います。

それから、琵琶湖の場合は、何度も河川管理者はおっしゃるようにダムではなくて自然湖沼なわけですから、ダムのように規則でがんじがらめにやれるものでもないということが、琵琶湖はダムではないということの証拠やと思いますね。環境というのは非常に大きな影響を与えますので、ダムのように操作規則一本で全部何もかも縛ってしまうというふうな単純なことではできないのが琵琶湖という自然湖沼という意味合いであろうかと思いますので、その2点を考えてもう一度検討の余地を残すということがいいのではないかなと思います。琵琶湖はダムでないから容量で評価してはいけないとずっと言われてきているわけですから、決してそういうふうにみんな理解しているわけではないのですから、それは裏返すと操作規則でがんじがらめにしてよいということでもないのではないかなと思います。

ただし、権利関係が既にそれで設定されておりますので、それには下流の府県、滋賀県のですね、何というかんですかね、再考というのかが必要なのかなという気はしますけれど、そのところをどれぐらい余裕を持って考えたらいいのかということではないかなという気はします。

今本委員長

恐らくゼロ回答だと思うんですが、ちょっとこの操作規則の制定のときのことを教えてほしいんですけども、平成4年にこれが制定されているわけですね。そのときにこの規則を変えることについてはどういうことが話し合われているんでしょうか。教えてもらえませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。いわゆるそういう法律事項でこの見直し条項のようなものが規定されていたかどうかということですが、ちょっと私が知る限りではそういうようなことが話し合われたとかいうことはないというか、記載はなかったのではないかなと思います。

今本委員長

いや、文書にはないと思うんですけど、何かそのときの話し合いでこれを変える、少なくともあの当時滋賀県側は全閉という問題に対して当時からずっと反対していたはずでしょうから、それについてのコメントなり、何か文書には残ってないけれどもあったのかなと。つまりこの規則を変える余地というのがあるのかどうかということなんです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

河村です。全閉問題については今言われた、毎年出されている要望書の中ではもっと必要最小限にとどめるようにという意見がありますし、天ヶ瀬ダムの意見書をいただいている中には、その際には琵琶湖からの放流量の増大方策を図るとともに、洗堰であれば全閉をできるだけ少なく、必要

最小限にして、琵琶湖水位が高くて下流が安全になったときは全開を原則としなさいということで意見書は知事の方からいただいています。そういう意味で操作規則だけでその問題を解決するのではなくて、琵琶湖・淀川全体の中であらゆる対策を用いて琵琶湖の治水のことを考えられていたという、記録上ですが、そういう形で残っているというふうに私は理解しています。

中村委員

中村です。荻野先生が言われた点がこういう滋賀県、下流府県、それから国交省の規則を改定する枠組みにうまく乗れば平成4年にあった規則の制定と同じ政策的枠組みで制限水位の変更を議論する場ができるという可能性はあるのではないかなと思うのですが。1つは、平成4年の段階では要するに新しい河川法の枠の中で環境が参入してくるということを想定していないで制限水位が決められたと、それが1つですね。

第2点目が、要するにその当時の滋賀県と下流府県および国交省との関係と、現在における滋賀県の立場が全く同じであれば全く変える必要はないわけですが、それは当然、これは滋賀県に聞いてみないとわからないんですけれども、違っているんだということで、つまりどういうふうに違っているのかということは、これは滋賀県に聞かないとわからないんですけれども、環境に対する当然関心が高まっているというのもあるかと思えますし、そういうことを背景にした政治的プロセスが一定存在して、その結果ある状況が生まれているということであれば、全く制限水位の問題はアンタッチャブルだということでは話も状況的にはないんだろうと。

ただ、-20cmを-10cmにするのか15cmにするのか5cmにするかという問題でやはりどの程度説得性のある環境に対するプラスの効果があるということ、それが制限水位を-20から-10にするというプラスのメリットは非常に大きいのだということが言えるか、もう一つは当然非常渇水というんですかね、緊急水の補給の問題というのがこれで緩和、和らぐ可能性があるんですね。そうすると、2点のプラスのメリットと治水リスクが増大することのデメリットというのがあるわけですが、この2つのプラスと1つのマイナスのトレードオフをどういうふうに社会的に判断するのかという問題だと思うんですね。ここは委員会が判断する問題ではなくて、社会が判断する問題だと思うんですけれども、少なくともそういう構図は示さなくてははいけない、その構図を示すということと、それから制限水位の変更ということはすべて社会がそういうことは非常に重要であるんだという認識に立てば、それはそういう場はしかるべく設置されて考えられるというふうに考えることはあり得るのかなというふうに私は荻野先生の話の伺って聞いておったんですけれども。

西野WGリーダー

ちょっと確認したいんですけど、丹生ダムのときに事前放流で5cm下げるという話がありました

けど、それはこの事前放流は瀬田川を1,500に掘削したら、1,500にすればオーケーということでしたでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。1,500 $m^3/s$ という言い方ではなくて、現在の瀬田川を±0cmで1,000 $m^3/s$ 流れる河道にするということと、丹生ダムの両方の効果をそれぞれ加味してということで事前放流というのは、要はどの段階で洪水予測をするかということについてまだいろいろ課題はありますけれども、今年の段階では現況での判断として0cmにすれば5cm程度は事前放流は可能だろうという判断でお示しさせていただきました。その0cmというのは、要は琵琶湖の水位上昇の前ですから琵琶湖の水位が低い段階でそういった流下能力が必要となるということで決して1,500 $m^3/s$ そのまま流すということではございません。そういう水位が0cmのときに1,000 $m^3/s$ という流下能力を確保することで可能になるだろうということで提案させていただいています。

今本委員長

よろしいですか。非常に単純化して言えば、制限水位を10cm上げたら100年に一度あるかどうかわかりませんが、そのときの洪水が+10cm大きくなる。それを滋賀県の琵琶湖周辺に住んでいる方が受忍してくれるかどうかということに尽きますね。逆にいえば自分たちが受忍するからどうぞやってくださいと、もういいですよと、10cm上がってもいいです、あるいは10cm上がってもいいような工事をしていただければ結構ですと言うてくれたなら、このときは私は制限水位に手をつけることが可能になると思うんですけどね。それなしでは管理者としてはうなづけないのではないかな。無理でしょうな。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。琵琶湖の河川管理者の立場ではないのであれですけども、状況として現在の琵琶湖沿岸が抱えている課題として私どもが認識していますのは、既往最大の洪水が起こった際には現在の計画高水位よりはるかに高い水位、BSL2.5mにも達するという状況であるということで、その際には大変多くの浸水面積、浸水被害が恐らく発生するだろうということは、私ども浸水想定区域図を公表させていただいた立場からは述べさせていただきます。

西野WGリーダー

ほか何かございますでしょうか。特にないようでしたら実際問題は治水なので、とりあえず次の治水のところを見ていただいて、そこから話をしたいと思います。

そうすると、ちょっと綾委員の方で修正はしていただいたんですけど、少しわかりにくいかもしれない、この13ページの8ですね、これは8が7になった「治水」ですね。少し読んでいただきま

しょうか。黙ってですね。13ページの「(1)琵琶湖治水の経緯と現状」、14ページの「(2)洪水期制限水位の変更に伴う治水リスクの増加とその対策」、15ページ「(3)瀬田川洗堰の全閉問題」、2ページ半ほどですので今から5分黙って目を通していただけますでしょうか。

〔5分 黙読〕

西野WGリーダー

よろしいでしょうか。

余り前とそんなに変わってないんですけども、一つはあれですね、実際にBSL+1.4の、いわゆる計画高水まで上がったらもう、上がる前に既に浸水被害が出てくるという問題があるわけですね。現実にはBSL+40cmでも浸水、田畑ですけど、浸水被害が出るというのが現状ということで、ここではこの程度は許容されるべきでもあるというような話が書かれています。

(2)については、補償の話と情報伝達の話が出ています。ここでちょっと抜けているのは、浸水マップを実際につくって、これを配付しておられるんですよね。それを配付をしているという記述がちょっと抜けているなと思っています。それは、やっぱりきちんとやっておられるというのは評価すべきではないのかというふうに思います。あとは、何度も議論になっているんですけども、環境、治水、利水の便益とリスクの調整について金銭的な方法があると。金銭的な方法ともう1つは保険制度の話が出ていますが。ここでまた平行線になって、河川管理者と委員会のところでそれぞれ、ある意味、平行線になっているというところであります。

それであとは全閉問題ですけど、記述がないなと思っていたのは、現実には全閉が起こったのは昭和40年、47年とか、そういう現実には何年に全閉が起こったかという記述が、これが抜けているというのに気がついたところなんですけれども。

今のような議論を入れまして、それでももう少しアグレッシブに、制限水位というのをアグレッシブに考え直すような仕組みが必要であるとか、そういうような締めくくりをしないと、何か評論家的で何を言っているのかちょっとよくわからないというようなんですけど。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

済みません、ちょっと1点いいですか。

西野WGリーダー

はい。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。先ほど西野委員がおっしゃった中で、マップの配付という言葉をおっしゃって、配付という言葉の意味がどこまで広がるかなんですけれども、住民に対して一戸一戸配付して

いくわけではなくて、公表したついでに希望者には当然、配付はしています。そういう意味での配布はしておりますけれども、まだそこまで、全戸配付みたいのところまでは行かない。

今本委員長

それは、しかも浸水想定区域内ですね。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

浸水想定区域図です。

西野WGリーダー

何か意見書として、評論はともかくとして、どこまで主張すべきかというところですね。これは先ほどの環境と同じ話に戻ってしまうということです。

今本委員長

よろしいですか。

西野WGリーダー

はい、どうぞ。

今本委員長

この委員会の能力でもってしたらば、治水面でいえば、これ以上変えることができないんですよ。そうしますと、河川管理者にほうり投げて、こういうことを打開するような方法を考えなさいというふうにせざるを得ないのではないですかね。やれるということを期待して。今のところ、我々からこうしなさいと言うたって、これはね、規則がある。規則を無視してやりなさいというのも難しい問題ですし、環境のためにそのくらいのお金を出してくれということと言うのも、制度として非常に難しいような気がするんですよ。ですから、そういうことも考慮に入れて、さらなる検討を望むぐらいですかね。ちょっと弱いんですけどね。

治水というものに対する考え方を根本的に変えて、水害というのはしょせんあり得るんだと、その場合でもあり得るのが当たり前の社会なんだということで物事を考えていく、そういうふうにあるべきだという新たな治水の考え方ですね、そういうものだと、たとえ+1.4になったって、幸いにしてここは、琵琶湖のはんらんですから、比較的、水位はじわっと上がってくる。それでも被害を受けたところはそれなりに大変なんですけれども、いわゆる普通の河川での破堤で洪水が奔流のように押し寄せてくるというような氾濫ではないわけです。ですから、人命との関係は比較的、絶対はないとは言いませんけれども、比較的少ないのではないかと。そういった場合の治水のあり方から攻めていかざるを得ないのかなと。ちょっとこのところ、綾さんと相談してもう一遍見直します。

千代延委員

ちょっといいですか。

西野WGリーダー

はい。

千代延委員

千代延です。これは前に議論が出ておってダブるかもしれませんが、保険による解決はないかということです。住宅総合保険ですか。これは選択、オプションになったものですが、水害の被害についての補償があります。ただし、個人で保険に加入します。個人が保険料を払いますので、負担をします。この辺の問題が、あります。これはもう皆さん入ってください、危険ですよ。いってもその保険加入の判断は今のところは個人個人がなしているわけですね。

だけど、今からは何でも公のものが水害について何でもお任せくださいというような時代ではないと思うんですよ。それで田畑については、荻野先生が詳しいと思うんですけど、農業共済というのがあって。家屋については今の、私も正確には覚えていませんけど、住宅総合保険で、保険料はもちろんですけれども救済されるというようなところで何かそれが解決のつかい棒にならないかとさっきから考えておるんですけども。しょせんはその保険料をだれかが負担してくれるのかということになり、それをほかに負担してくれる人がおればこれは問題ないと思うんですけども、個人でそこまで全部準備するとなるとまだ難色を示されることがあるかもしれませんね。ちょっと何となくまとまった意見になっていませんけど、保険ということはちょっとその辺でもう少し考えられないかという気がするんですけども。

今本委員長

今の制度では、国なり自治体がやるというのは無理ですよ。唯一、神戸の地震のとき以降、お見舞金という形でいろいろ補てんしている場合がありますけれども、水害の場合の個人的な資産については今のところないと思います。そうでないと、危険なところに住んだ分までほかの人が、何でそんなのやらんならんで、また文句を言いますよね。

千代延委員

いや、保険料を、個々人が負担するんですよ。

今本委員長

そうです。そんなものは、それは大いにやってくださいよ。そういう啓蒙活動をせんならんのですよ。だけど、その分を国なり自治体が持つというのは非常に難しいと思います。よく考えてみたら、みんな我々は水害の危険と隣り合わせに住んでいまして、特に気の毒なのは、非常に危険性の

高いところに、そのことを知らずに新たに住み出した人が非常に多いということです。特に琵琶湖の場合は、明治以降、幾ら整備しても被害額はふえる一方なんです。つまり、危険なところへどんどん農地が進出する。最近はそれに住宅まで進出している。これはもう治水の問題ではないですね。町づくりの問題ですね。

千代延委員

千代延です。河川管理者の方で、恐らくないと思いますが、琵琶湖周辺に住んでおられる、比較的低いところに住んでおられる世帯を対象に洪水被害にきく保険への加入割合などを調べられたことはございませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川管理者 河村)

琵琶湖の河村です。私自身、琵琶湖周辺には住んではいるんですけども、私自身は官舎住まいですからそういう保険には入っておりません。それから、調べた範囲では、水害だけにかかる保険ということではなくて、おっしゃったように。

千代延委員

いえ、火災保険で、それに上乘せのオプションのある保険です。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

特約という形になりますけれども、これについて個々に調べたことはございませんし、調べたとしても、個人情報に係る部分が出てくるので、教えていただけるかどうかというのはちょっとよくわかりません。

西野WGリーダー

今のを1つだけコメントしておきますと、今まで水位の変化と実際の土地利用とを見てみると、少なくとも南郷洗堰をつくった時点では、つくった時点では水位を下げようと思っていた。その下げようと思っていたのは、目的の一つに内湖の干拓というのがあるんです。どうも最初から南郷洗堰をつくって水位を下げようと思っていたときには、土地を新たにつくろうという意図が必ず、どうも最初に入っていたんです。

ところが、ある程度こう、ところがそこで下げて、その後自然に、自然にというか、実際に下げてきたんです。そうすると、今度は自然発生的に周りの人が田んぼを耕し出したという経緯があって。だから当初から、水位を、迎洪水位を下げるときには、ある程度、干拓だとかそういうのをしやすくして開発をさせたいという意図はあったんです。それは、途中から何か水位が下がってきたら、多分そこは意図してなかったと思うんですけど、それでさらに水際まで利用が始まったという経緯がどうもあるみたいです。

どうでしょうか。ここで余り議論していても仕方ありませんので、次、そしたら利水ですね。利水のところにまた治水が入ってきているんですよ。そこをどうしようかなと思っていたんですけど、余り考えずに入れてしまったんですけど、荻野委員の方からご説明お願いできますでしょうか。利水、前から変わったところがどこかとか。

荻野委員

それでは、16ページからでございますが、「利水管理の基本的な考え方」ということで、まず（1）、表題を「琵琶湖開発事業における利用低水位と補償対策水位」、表題を変えてございます。それから中身のところは、内容は同じなんですけど、説明を加えました。この（1）の段落3つ目、一番最後の段落なんですけど、「水利計算の詳細は不明であるが『建設省（現国土交通省）の計算が40m<sup>3</sup>/s、-2mとまとめられているのに対して、滋賀県の方は30m<sup>3</sup>/s、-1.5mでまとめられ、計算方法についてはあまり差のないことが確認された。』」と。これは「淡海よ永遠に」の558ページ、この間どこかにあったと思っていたんですけど、ちゃんと書いてあったので入れさせてもらいました。

これに対して、下の、そこから3行、4行目ぐらいのところなんですけど、「その後」ということで「『利用低水位ならびに非常湯水位』について下流府県から河川局長宛の照会文書（昭和47年11月6日付）も提出されている」「ことから見ても、上の『申し合わせ』は上下流両方の合意を得るための政治的なぎりぎりの決着であったことが分かる」と、こんなふうに書いています。ちょっと内容を整理をしたことになっています。

要するにどういうことかという、この昭和47年7月の合意事項、開発水量40m<sup>3</sup>/sに対して利用低水位は-1.5という、この組み合わせが、本来計算上それぞれ無理があって、両方いいよなところを足すところになったということで、将来的には湯水に対して問題が起こるということがあるんですけど、その問題は関係知事と大臣との間で考えようという、そういうふうな決着で落ちついたということです。ですから、これは非常湯水やらを考えるときの前提条件であるので、よく見ておかないといかんことであろうかと思えます。という意味でちょっと追加をしておきました。

それから、「（2）非常湯水と異常湯水」についてですけど、ここはほとんど変わっていないです。ただ、これについては、もちろん河川管理者の方から、いや、そうやないという考え方も出されてはおります。ただ、これは丹生ダムの、異常湯水時の緊急水の補給ということと絡みますので、丹生ダムの目的に絡んでいることでもありますので、やっぱりはっきりしておかないといかん問題でないかなと。これはあくまでも利用低水位及び補償対策水位との関連でとらえていかないと、これを別々に考えるのはいけないことではないかなという指摘です。

それから「（3）湯水対策の早期化」であります。現在ダム統管で - 0.9m、すなわち - 0.3から - 1.5のちょうど真ん中、2分の1が0.9ということになるんですが、この時点をもって湯水調整の段階に入るといふふうにされているということでもあります。これは、一般の利水容量の、ダムの運用を引適用するというか、そういうことと同じようにやっていらっしゃるわけですが、その妥当性についての説明はなかなかしにくいかなと思うんですけども、ちょうどそれと同じようなところが、琵琶湖でもいいのかどうかと。

よく判断できないんですが、もうちょっと、湯水調整の早期化を、取りかかったら長期の水位低下というのは緩和される可能性があるのではないかなと。ちょっとこれも水利権との関連でいいのかどうか分かりませんが、多分 - 70とか - 80ぐらいでそろそろということが今、現実なされているというふうに見えますが、その辺の具体的な中身がもう一つ、技術的に見てどうなのかはわからない、私にはよくわかっていないということでこんな書き方をしています。

それから「（4）琵琶湖の湯水シミュレーション」であります。これもいわゆる湯水シミュレーション、利水部会で議論されたことの一つです。ここに書いてあるとおりですが、17ページの下のところ、こういう文言がありましたのでこれもつけ加えておきました。「また」のところですが、琵琶湖計画水位について「琵琶湖の今回の計画にあたり、大正7年から昭和40年までの過去の気象あるいは水文記録を検討して、 $40\text{m}^3/\text{s}$ の開発を加えた場合にどのような水位変動をするかチェックした。それによると - 1.5m以内でとどまる日数は98%、さらに1m以内でとどまる場合が94%位になる。したがって、通常は - 1.5mまで下がるという機会は非常に少ないということから、通常の利用の範囲を - 1.5mとして、異常な場合には、そうしたことを考慮して、補償対策等について予知しうる範囲で - 2mまで実施する」と。これが河川局長から衆議院に出された、そのままです。衆議院において質問され、こういう考え方が示されていると。

これは一定のシミュレーション結果を説明していると思われるのですが、「 - 1mまでの範囲で利水安全度は約20分の1（94%）であり、 - 1.5mでは50分の1（98%）」というふうな説明と理解されるのですが、そうするとかなりその当時の考え方と現在の考え方が相当開きがあるのかなという気がしてきます。これは簡単に、少雨化傾向で利水安全度のという一言で片づけるのは難しいほど、相当考え方に違いがあるのかなと、建設省の中ですよ、あるのかなというふうに理解しています。

それから「治水について」であります。これは先ほどの綾先生の「治水」のところに統合してもらってもいい内容です。利水と治水の関係について、お互いの関連がどう、どう関連し合っているかということも大事なんですが、中身はお互いに水位をシェアし合っていて、それに基づいて費

用振り分けがなされたのでありますから、なかなかすぐにこの水位を、制限水位をどうこうするのは難しいなということも理解はしていますが、やっぱり今西野さんが言われたように、環境という言葉が新たに加わったわけですから、再検討する重要な手がかりといたしますか、理由にはなると思っています。

それから「事前放流」も同じ意味でございます。

ですから、特に利水との関連性からすれば濁水シミュレーションの(4)までで、(5)(6)は綾委員のところに合併してもらったらいいのではないかなというふうに思っています。

以上です。

西野WGリーダー

いかがでしょうか。

何か一番最後にあれですね、環境、利水、治水というのをまとめた一文を一番最後に簡単に要約して入れるというのは、これではこうで、これではこうで、これではこうでという。

今本委員長

まとめみたいなね。

西野WGリーダー

それと、この-0.1mですね、異常濁水、「(3)濁水対策の早期化」で、もしかしたら一つの根拠になるかもしれないというのが、河川事務所の方で貝の死亡率をずっと見ていまして、そうすると大体1mを超えると非常に死亡率がぐんと高くなると。そうすると、例えば-90から始めると、もうあっという間に1m行ってしまいます。70cmぐらいでやっておけばそこそこおさまるかなというのは、余り今までそういう形での議論はされてなくて、包括的なデータとしては出ているということです。もちろんそれは下がらなければ、余り、低くなればなるほどいいとは思んですけど、そういうのは一つの根拠になるのかなという感じがしました。

あと、先ほど、1.5m、17ページの下のところに「-1.5m以内でとどまる日数は98%、さらに1m以内でとどまる場合が94%」というふうになっていますよね。それが、この後、これ、昭和40年までを調べているわけですけど、それ以降の過去の気象を見ましても、気象とか水文記録を検討してもそういうふうになるかどうかという。特に最近の少雨化傾向のときに本当に、気象あるいは水文記録を検討したときにこの確率でおさまるのかどうかというのは大事なのではないかなと。

荻野委員

これは利水のところでもさんざんきょうもおっしゃったところです。この段階、大正7年から昭和40年、この段階でこの程度の安全度といたしますか、見通しでやられたということは局長が説明し

たとおりだと思うんです。そこからさらに、平成何年やったですかね、平成7年、8年ぐらいまでを足して77年間のシミュレーションをやると例の17分の1というものができて、さらに近年の10年とか20年とか近くをとるとそれがぐっと減るといふ説明です。シミュレーション、計算それ自身についてもクエスチョンマークがありますということを書いてあります。

それから、この間のこういう大きな利水安全度の低下が、それだけで説明できるのか、僕個人的にはちょっと納得できないなというふうな気持ちがかここに書いてあって。ちょっとそれをどういふふうに表示したらいいのかわかりませんが、少なくとも平成4年の操作規則からこっちですね、河川管理者の努力もあって1.5mを下回ることはないわけでございますので、そういうことの評価の方が大事かなと思います。

これ、ポトマックのドラウトエクセサイズなんかではそっちを重点に置いて、いかに危険かということをおり立てるようなことはやっぱり慎まないといけないの違ふかなという気がします。ドラウトエクセサイズのあり方、湯水シミュレーションのあり方そのものに対して考え方を考えてもらいたいなというふうに思って、これも追加的にここを書かせてもらいました。

西野WGリーダー

ほか、いかがですか。

今本委員長

今本です。16ページの真ん中に、先ほど、「40m<sup>3</sup>/s、- 2 m」「30m<sup>3</sup>/s、- 1.5 m」という数値を出していますよね。これは、国交省はどちらを採用しているんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。あの当時こういう計算がなされてこういう案で関係府県と調整されたという記録を私も見ておりますけれども、調整に当たっての、原案として、国交省側は40m<sup>3</sup>/s、- 2 mというデータをもって調整したというふうに私は理解しております。

今本委員長

ということは、下流側から見ますと40m<sup>3</sup>/s もらえるものだという意識がある、ここを非常にあいまいに決着させたんですかね。

荻野委員

そう思います。あいまいというより、下流側に40m<sup>3</sup>/s 水を出すと、その水利権代としての工事費といいますが、アロケーション、4,000億円ぐらいが入るわけです。30m<sup>3</sup>/s にすると、それまで23m<sup>3</sup>/s あったのが第1期統水ですから、余りメリットがないんです。将来までもっと60m<sup>3</sup>/s ぐらい必要だというような見通しで、この40年、47年のころは、その40m<sup>3</sup>/s でもまだまだ少

ないと、下流の方は $60\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい欲しいんだというプレッシャーの方が強かったんです。それで $40\text{m}^3/\text{s}$ で我慢をしないとしようがないというような計算が頭の中にあって、それで $40\text{m}^3/\text{s}$ は譲れないというのが阪神地区の側ですね。

それより、そうするとやっぱり国交省の計算だと2mまで下げないといかん。これはなぜかというと、-30からのことですから、もう既に制限水位を下げているわけですね。そうすると、2mまではもうしようがないと。高水位が大幅に先に確保されてしまった状態ですから、それで2mまで行かないとしようがないと。それでそのセットで2m、 $40\text{m}^3/\text{s}$ ですずっとやっていたのですが、滋賀県が1.5mより下げないと、断固だめと。そのときに滋賀県の計算は、 $30\text{m}^3/\text{s}$ で1.5mでどうやというので2つの案が出て。

今本委員長

しかし、それは運用上 $30\text{m}^3/\text{s}$ で-1.5mであって、下流側が負担したのは $40\text{m}^3/\text{s}$ の-2mなんです。ですから。

荻野委員

$40\text{m}^3/\text{s}$ ははっきり言って。

今本委員長

そうなんです。

荻野委員

2m基準ということなんです。

今本委員長

滋賀県側としては、お金は欲しいわ。

荻野委員

下げたくないわ。

今本委員長

下げたくないわと。だけど、お金はもらったんですよ。

荻野委員

それが政治的。

今本委員長

決着なんですね。

荻野委員

そのときに国も応分の負担をします。要するに補助率を5%上げようとか、いろいろなことを後

ろでやられていることは間違いないです。

今本委員長

逆に言えば、その当時のあいまいさが今、噴き出してきているような問題になっているという面はあるんでしょうね。

荻野委員

ええ。それが異常湧水時の緊急水の補給なんかでもろに具体的にあらわれることだと思います。ただ、湧水シミュレーションなんかのデータの中にもそういうものは反映されているということで。ただ、そここのところをあいまいにしない方がいいのではないかなと思います。

今本委員長

この全体を読んでみまして、初めの環境のところと比べて「治水」のところからぐんとレベルが落ちるんですよ。

荻野委員

済みません。

今本委員長

いやいや、その前のところからね。これはちょっと、頑張ってもらわんといかんということなんです。

西野WGリーダー

ほかに。

では、ないようでしたら、次、「利用」ですね。これが10ではなくて9になります。寺川さん、お願いします。

寺川委員

寺川です。利用につきましては、前回、議論を踏まえまして、一つは箇条書きにしていたのを文章化させていただいたということと、それから淀川の水位操作につきましては当てはまらないのではないかとということで削除しております。

ちょっと短いのでちょっと読んでみたいと思うんですが、「現在、琵琶湖の湖岸では水位操作が原因の一つと考えられる浜欠けが進行し、水泳場としての利用や景観に影響を与えるとともに、干陸化が魚の産卵・成育を妨げ、漁業に影響を与えている。」。

「それらの解決のため、瀬田川洗堰操作規則内での移行操作の試行的運用で、一定の改善が見られるが、根本的な解決とはなっていない。」。

「しかしながら、水位低下に強い湖岸環境の修復事業としての高島市新旭町針江地区での『琵琶

湖と田んぼを結ぶ連絡協議会』の活動と、『針江浜うおじまプロジェクト』は、水産資源の保護・回復に有効であることが立証されつつあり、住民との協働事業としても評価できる。今後の推進に期待したい。」。

「また、今後の浜欠け対策として、琵琶湖河川事務所は滋賀県と共同して調査検討を進めているが、滋賀県との積極的な連携が必要である。」。

「水上オートバイの利用規制、船舶等の通航規制は、滋賀県が琵琶湖において『滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化条例』を制定するなど対策を進めているが、国としての法整備など根本的な解決策が強く求められる。」

「これらのことから総合的には、利用面から見ても瀬田川洗堰操作規則の見直しが必要である。」。

ということなのですが、1つ今気がついたのは、先のページの18ページの一番下に で「冬場の高水位によるヨシ刈りへの影響」が書かれておりますので、これも「利用」というところでは言えることかと思しますので、「利用」の2行目の後に、また冬場の高水位によるヨシ刈りへの影響が見られるというような文言を、また冬場の高水位によるヨシ刈りへの影響も見られるとか、そんな感じでちょっとヨシ刈りへの影響のことを利用面では追加しておいてはどうかと、こういうふう

に思います。

以上です。

今本委員長

ここ、最後に「利用面から見ても瀬田川洗堰操作規則の見直しが必要である」としているんですけど、どう見直せという主張がないんですね。見直せって、見直したらで終わる、やっぱり痛しかゆしのところは全部あるわけです。下げたら困る面もあれば、ヨシ刈りのときは下げてほしいわけですね。今、これを運用上でやっていますね。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。「冬場の高水位によるヨシ刈りへの影響」というのは、時期によってちょっと。

今本委員長

冬場ではないか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

冬場というか、実際ご意見いただいたのは、1月、2月、3月のときは、±0cmだった時期に高過ぎるという意見があります。実際には-30cmくらいまで下げてもらわんとヨシ刈りはできんと

いうことを言われておりました、実際に言われたのは平成16年です。この年は11月に台風が来て、出水期を外れた時期だったんですが、琵琶湖の水位が上昇して、その後そのまま比較的水位が高い状態で推移した年です。ですから、そういった状況のときには、そのようなヨシ刈りへの影響が、ヨシが刈りにくいということでご指摘をいただいているところがあります。

それについては、私ども、この時期は、特に1月、2月、3月の時期は、通常であれば琵琶湖の水位が極めて低くなる、ことしのように - 50cmぐらいになる中で、雪が降って雪解けに伴って水位が上昇するという自然のリズムに任せた運用をしておりますので、自然の状況に任せながら操作、放流量を決定しているというような状況で、試行的なものは今は行っておりません。

今本委員長

寺川さんね、ここの部分、利用の面で、こういう利用から見たら、例えば水位は高い方がいいんだと、別の利用から見たら低い方がいいんだと、そういうものをきちんと書いておかれた方がいいのではないですかね。単なる「見直しが必要である」というだけではなく。

寺川委員

もう少し、ここは考えてみたいと思います。

それと、先ほどヨシ刈りの件は、もう少し正確、今の河村所長のご意見もありますし、正確にするために、また平成16年には高水位によるヨシ刈りへの影響も見られたというふうな感じで、常時起こっているということではないということだけは書き足したいと思います。

西野WGリーダー

ちょっとだけヨシ刈りについてコメントだけさせていただきたいんですけど、非常にヨシ刈りは何遍もいろんなところから出ているんですけども、よしあしで、刈る時期とか刈る年によっては、基本的にかなり影響がほかの生物に出ているんです。

それは、前にコイ、フナの産卵期が、本来は4月から8月だったのが4月、5月に限定されるようになったと。そのときに水位が、冬場に水位が低いとヨシを刈ってしまうわけですが、かなりぎりぎりまで。そうすると春先にヨシが伸びないんですよ、新芽が。それでその4月、5月の産卵期にヨシがない状態が続いて、そのときに魚が生育しない、あるいは生育しても、例えば外来魚が入ってきてもうそこで死亡してしまうという問題がありまして、ヨシ刈りについては、どういうんですか、地域特性とかそういうものを考慮して実施する必要があるというふうに思っております。

ですから、一律に、高水位でヨシ刈りはけしからんとかというような話ではなくて、もう少し考える必要があるのではないかなと思います。特に現在、ヨシ刈りをやっている、産業として行われている場所は内湖なんです。特に西の湖につきましては、別途出口で水門で水位を管理しているん

ですよね。ですから、琵琶湖の水位操作プラス水門管理という両方が絡んでいますので、そっちの水位管理の方をもう一度もうちょっと考えられた方がいいのではないかなというふうにも思います。ですから、一律にこういう、ヨシ刈りについてはこれがいい、これが悪いではなくて、あくまで地域特性に応じて考慮する必要があるというふうに考えております。

「利用」について、ほかございますでしょうか。

そうしましたら、ちょっとさっきの話にもう一度戻りたいんですけど、制限水位、丹生ダムをつくるときは事前放流で5cmまで下げていいという話だったんですね。5cmプラス丹生ダムで下げる分で2cmという話だったわけですけれども、その5cmが今の話で、例えば-20を5cm、-20だったものを-15というふうには、話としてはそういう話にはならないということなんでしょうか。要は、事前放流が±0mで1,000m<sup>3</sup>/s落とすだけの河床が瀬田川に確保されるのであれば、丹生ダムのあるなしにかかわらず事前放流は可能であるわけですから、そうであれば現行の操作規則の第1期制限水位を-20から-15に上げることは可能ということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。現在の流下能力では困難だと思っております。そうすると、瀬田川のさらなる改修が必要になってくるわけですが、技術論的にいけば可能なんですけど、あとはそれをどういう事業で行うかという点で、すぐできるかどうかという点はちょっと今の場合にはお答えできませんけれども、可能かと思えます。あと、大きな課題でもう一点ありますのは降雨の予測精度の問題、これも解決しなければいけない課題だと、現在。

今本委員長

追い打ちをかけるようですけど、5cmじゃなく3cmだったらできるわけですよね、今の流下能力でも。極端に言えば。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。ちょっと何cmであればというデータは検証しておりません。

今本委員長

ちょっとぐらいはできるんですよ。ぜひこういうことを、前向きに考えて何とかしていかないとには打開の道がありませんので。

それと、今気象予測のことを言われたので、この全閉のところも気象予測との関係が全然出ていないんですよ。あるいは、枚方の危険状態というものをもっとチェックして、本当に全閉が必要なのかどうなのか。むしろ、現在は天ヶ瀬ダムがネックになっているんですね、今の放流能力では。ですから、枚方とは別かもわかりませんが。

西野WGリーダー

今の間してもう一つ質問なんですけど、先回、河村所長は、全閉は昭和40年と47年でしたか、に全閉しました、そのときは天ヶ瀬がパンクしそうになったからだということだったんですけど、その天ヶ瀬がパンクしそうになったそもそもの原因というのは何なんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。天ヶ瀬ダムから上流域で降雨があったためです。

西野WGリーダー

ああ、そういう。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

上流というのは琵琶湖流域も含めてということです。

西野WGリーダー

もう1点は、全閉問題のときに枚方が危険になったらという話があるんですけど、枚方が危険になったという判断をする基準というのは。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

神矢です。15ページに書かれてあるかと思いますが、(3)の下、4行目あたりですか、「枚方地点の水位が零点高+3.0mを越えて且つ5.3mを越える恐れがある時から」というこういう規定に操作規則上なっております。

西野WGリーダー

この3から5.3の間というのは、そこは判断することになるんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

神矢です。ちょっと補足しますと、この3mを現に超えていて、かつそれが5.3mを超えるおそれがあると判断されたときという、そういう意味合いです。これは洗堰の操作規則にそのように書かれています。

西野WGリーダー

おそれがあるというのはどのようにして判断されるんですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

具体的には、ですから水位が上昇傾向にあって、まだまだ上昇傾向が続くということです。

今本委員長

いや、これは、ダム統管がやっているんでしょう。計算するんですよ。

西野WGリーダー

もし具体的にどうなのかというのがあったら教えていただきたいということです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 佐中)

淀川ダム統合管理事務所の佐中と申します。私どもが統合管理する上で各地点の状況を把握する手段を幾つか持っています、1つは雨量計というのを流域の各所に持っています、それはリアルタイムでデータを把握できるテレメーターと呼んでいるもの。もう1個はレーダー、雨量レーダーといっています、そちらでも雨量の強さをはかっています。ですから、1つは雨量計で測った雨が、例えば琵琶湖に降った雨がいつごろ下流域、枚方に達するかと予測するものが1つです。もう1個は、例えばレーダーでとらえた台風なんかはわかりやすいと思うんですけども、どのくらいになったら今後どれくらい降るかという予測もあわせて行います。だから実際に降った雨がいつ枚方に来るかということと、それからそれ以降もどれくらい降るかという予測といえますか把握をしていますというところです。

今本委員長

今は枚方のところの河床が低下して、枚方が危険になるというのは非常に少ない。ただ、天ヶ瀬の方は、今もう洗堰をあけたらそのまま来ますし、あと残流域からも来ますので、むしろ天ヶ瀬の放流能力が今は最も支配的なんでしょうね。それでよろしいですね。天ヶ瀬ダムだと。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖河川の河村です。補足させていただきますと、天ヶ瀬ダムがパンクすると直下流の宇治地点がはんらんするというところでございます。

西野WGリーダー

もう一遍確認しますと、琵琶湖を全閉するケースというのは天ヶ瀬ダムが決壊寸前になると予想されるから。

今本委員長

決壊することではございません。

西野WGリーダー

いっぱいになるという。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖河川の河村です。パンクという表現をちゃんとご説明しますと、洪水調節ができなくなる状態をパンクと言っておりまして、決壊をすることではございません。

西野WGリーダー

どうでしょうかね。とりあえず一通りは終わったんですけども。あとは細かい質問とか意見等ですね、ぐらいしかきょうは議論することがございませんが、どうでしょうかね。もし幾つか細かい質問があったら。

ちょっと私、幾つかわからないことがあったので今お聞きしたいんですけども。2ページの下のところ「(1)南郷洗堰の設置」で「夏期は従来と同様」の後に「堰下を下敷より高さ3尺まで入れて、その流況を洗堰設置前と同様にする」というこの意味がよくわからなかったんですけど。

今本委員長

これは昔の洗堰の操作、角落としの。下敷というのは洗堰の下端という意味です。

荻野委員

ああ、下流のエプロンの。

今本委員長

そうですね、一番下の。その上に角落としというて、板みたいなのを落としていったんです、昔は。それを3尺だけ入れると。そういう方法でやっていた。

西野WGリーダー

水位の流出量をコントロールするのに、下を角落としを1つあけて。

今本委員長

1つだけ入れたということで。3尺まで入れて。あれ、1個が3尺なんですよ。1個1尺か。だから3尺だから3つだ。

西野WGリーダー

ちょっとそれがわからなかったの。意味がもう一つ。わかりました。ほかに何かございますでしょうか。

三田村委員

文言でよろしいですか。

西野WGリーダー

はい。

三田村委員

11ページにも出てくるんですけど、微地形というのがどういう意味なのか。地形の微改変という意味ではないんですよね。微地形というのは、何となくわかるんですけど、後の方を読めば。

西野WGリーダー

地盤高差をつけるという。

三田村委員

というのは、説明文をちょっと入れておいた方がいいかなと。こういうことをここでは微地形と呼ぶというぐあいに。

西野WGリーダー

なるほど。はい、わかりました。

今本委員長

なだらかな水。

西野WGリーダー

違います。くぼみがあるわけですね。湖岸の断面というのはこういう傾斜ではなくて必ずこうなっているんですね。そのときに、この部分が例えば波浪とかでえぐられていると行き来ができなくなる。そうすると、その一部をちょっと掘削して水が出入りする、そうすると魚とかが入りやすくなるというようなのを微地形。

三田村委員

ここではね。

今本委員長

ここではね。だけど、一般ではないですわね。

三田村委員

ちょっと違いますね。上から眺めた平面的な。

今本委員長

微地形というと小さいところ。

西野WGリーダー

ああ、わかりました。そこはわかるように説明します。ほかに。

三田村委員

ついでに先ほどのヨシ刈りのことで。ヨシというのはいろんな側面の機能をしていますので、生物の生息環境としても非常に大事なんでしょうけれども水質浄化としても機能しています。あるいは景観というのは四季を通じて、心を和ますということですから価値観が違うかもしれないですけども、少なくとも水質浄化という視点からもヨシ刈りはいつがいいのかという、生物とのあんばいみたいなものを考えていかないかんように思いますから、もうちょっと寺川委員に考察していただ

ければと。

西野WGリーダー

そうしましたら、あと全体で何か。こういう構成でいいかどうかですね。何かあれば。

今本委員長

まず目次ですけど、これは各章ごとに（１）（２）（３）（４）というふうにされていますけれども、３．１、３．２とかいうふうにした方がいいことないでしょうか。全部（２）とか（３）とか言われても、何章というのを探さないといけないものですからね。できたら、きょうの意見反映のつけ方とか、あるいはこれまで、必ずしも統一する必要はないのですけれども差し支えなければそうされた方がいいのではないかなというふうに思います。

西野WGリーダー

はい。あと構成ですね、こういう構成でいいかどうか。もう一つは、最後に何か。最初の「はじめに」は要らないのではないかなと思っていて、要するに「はじめに」のところに、これを要旨にして、エッセンスだけを１ページか3分の2ページぐらいにして、この9の後に、これは環境、治水、利水、利用から見た水位ということで、今まで述べてきたものを全部まとめたような話を、そんな長くしなくていいので入れたらどうかというふうに思っています。はい、どうぞ。

中村委員

中村です。これは論点というタイトルで終わってしまうのか意見になるのかということもありますよね。論点と意見になるのか、論点で終わるのかなんですけれども。これがどういうふうに使われるかによるのだと思うんですが、論点の整理が非常に重要であって、これは多分、国交省もそれから関係機関もこういう論点を踏まえて、最終的には河川整備計画というところにこういう論点がきちっと反映されたものになっているかどうかということをチェックするという意味で非常に重要だとは思いますが、もう一方で、委員会としてどこまではきちっと言えるのかということがちょっと、私としてはどうするのかなという気がしていました。ですので、とりあえず結論として4つぐらいあるのかなということで、これはまた西野さんにとりまとめに対する意見を出してくれというときに出そうと思っているんですけれども。

1つは、きょうの話で、西野さんからコイ科魚類の件で制限水位を5cmあるいは10cm上げるというような話もあったんですが、結果的には治水も利水も環境も、それぞれ譲り合うとか譲り合わなければ結論が出ないと。その場合に、環境が新たに参入したわけですから、環境の主張が非常に強い形で出てくるというのはまあ非常にいいとは思いますが、どこまで譲れるかという点が1つあると思うんです。制限水位期間に-20cmを上げることのメリットは非常に高いと思う

んですけども、そのトレード関係にあるものを環境サイドでどこまで主張するかということが1点と。

それから2つ目なんですけれども、少なくともこれまでの何年間かの議論で丹生ダムを治水リスクの軽減に使うということに対しては否定的であったし、かつ、琵琶湖に対する長期的な環境のことを考えれば非常に慎重に考えるべきだということは、これはどうも委員会として1つの結論であったような気がするわけですので、そうすると堰の断続的な利用ということが非常に重要になってくると。結果的に、どういうふうな堰の運用の仕方が望ましいかというのは、先ほどの話ではないですけども国交省と考えていけないといけないと思うんですけども、これは結論の大きな2点目として出てこない、ここの具体的なところをどこまで書けるのかというのはきょうの議論で非常に難しいと思うんですけども。

それから3つ目なんですけれども、これもちょっと私、最近の動向がいまいちつかめていないんですが。大戸川の問題、ダムですね、を含めて、滋賀県が全閉を避ける具体的な提案を検討中だという話があったんですけど、そういう情報は我々のところでどう扱うのかということが、この水位操作の中でも扱われてないということは、逆に言うとさまざまな主体がこういう歴史的な決定をするために検討していくという仕組みづくりというのですかね、が、非常にクリティカルな状況になってきていると。それに対して委員会の役割はこういうところだったということはきちり書いた方が、結論部分で3点目として非常に重要なところではないかと。

非常に抽象的な結論にはなってしまうんですけども、この論点がたどり着く先、かつ、次の新しい政策的な議論の枠組みの中でどう生かしていったほしいかということが結論の部分にあるのではないかなと。そうすると、そういうところに向けてこの論点の流れをどう整理していくかということかなとは思うんですけども。一応、その結論の部分だけはどうするのかというのはちょっと議論していただいではどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

西野WGリーダー

今を確認しますと、4つ言われて、1つは治水も利水も環境も譲り合わないと結論が出ないと。環境はどこまで譲れるかという話。2つ目は、丹生ダムは治水リスクの軽減には余りならない。そうすると、堰の断続的運用が重要だと。具体的にどこまで書けるか。3番目が、大戸川の問題はここでは議論ができないような状況になっていて、どこまで書けるか。それから最後が、要するに論点のたどり着く先がどこかということですかね。

中村委員

そうですね。3番目と4番目、大戸川の話もたどり着く先も一緒の話なんですけど、委員会がで

きる範囲というのは、委員会の役割というのはこういう論点を明らかにしてさまざまな検討の場に重要な視点を提供し、事実関係に基づいてチェックしていただくと。それが社会的に一定の合意のもとで計画ができるわけですから、その中に反映していただくということが非常に重要ですね。そういう役割をきっちり果たすというためには、必ずしも委員会の範疇の中だけでおさまらない問題もあるわけですね。それはそれで重要なことで、委員会が委員会としての役割というものはこういうことであってこういう結論に到達したということは、最低限結論の部分で書くんだらうなというふうに思いますけど。

さらにつけ加えますと、これは河川整備計画の原案それから案というのができていく過程で、別の枠組みでの議論の場というのが確保されているわけですね。私たち審議会なりですね。また、さらに言えば滋賀県なり下流府県としてどういうふうに政治的な判断をするかというところは委員会の守備範囲では当然ないわけですがけれども、そこに豊かな議論なり政治的な論議の場ができるということが大事なので、そこに委員会が非常に大きな貢献をするということだと思っておりますけど。

そうすると、必ずしも結論が、こうすべきだという意見として出ないとか、あるいは出せないということは、それはそれで結論を議論の場にきちっとして築いていただくということを論点にするという、そういう趣旨のものなんだらうなと僕は思うんですがけれども、そこら辺をどう考えるのかによって、書き方ですね、論点の整理の仕方というのがちょっと左右されるかなというふうに思いますけど。

西野WGリーダー

ということです。要するに、結論を書くか書かないかということですね。論点の整理にとどめておくか、あるいは何らかの、それこそ意見書にするのか論点整理にするのかというところを決めておいた方がいいということですね。

今本委員長

やっぱり意見書でしょうね。提案するという、こういう問題点がありますよというのではなく、こういうふうにしたらどうですかと。私は、水位操作については具体的にこうしたらどうかという提案はこの委員会での力量からして非常に難しいと思うんです。そうしますと、例えば、洗堰も5年ごとに事業評価をやるんですね。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖開発としてダムフォローアップがあります。

今本委員長

ありますね。これは5年ごとですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

そういう考え方です。ですから、来年度以降準備を。

今本委員長

そうしますと、そういうときに必ず水位操作について常に見直せという提案をするというのも一つの手ではないかな。具体的にこうしたらどうですかというのは、今の+0.3mを±0にしたらどうですかというような、これは運用でできますのでいいと思うんですけど、操作規則を超えるところ、今-20cmを今の流下能力でいったって3cmはできるでしょうから-17cmにしたらどうか、とにかくあの数値を、確固たるものではないんだと、もっと柔軟性のあるものだということに変えるだけで非常に僕は価値があると思うんです。具体的にどうこうせいというのは、この委員会もあとちょっとしかありませんし、そういうことで時間も非常にきついものですから、常に見直してほしいという提案がいいのではないのでしょうかね。

中村委員

中村です。まさにそういう趣旨のことをどういうふうに記述するかと。非常に重いものになる可能性、特に水位の問題というのは非常に本質的なところで。歴史的な経緯からも、琵琶湖淀川水系の水問題というのはひとえに洗堰の操作に非常に大きく、政治的にあるいは行政的にあるいは技術的にもあそこを焦点にして大きく展開してきたと。

これを、例えば琵琶湖総合開発の段階で実は湖中堤だとかパイプ案だとかさまざまなものがあつたわけですが、最終的に7年間かかって南郷洗堰から瀬田の堰にかえていくという決着をしたわけですね。それはやはり、これだけの自然のシステムを関係者が一手に集中してさまざまな試行錯誤をし、かつ合意形成をしていくと。すべてが自己主張していけばこれは何も前に進まない、そういうものを抱えてシステムが動いているという。これは今後もやっぱりそういうことを非常に重視していくという意味でも、堰の重要性ですね、堰を抱えた運用の英知というんですかね、それと自然のかかわりということはどう考えていくのかということが非常に重要なんだということを主張するということは大事ではないかなと。安易に、施設計画に依存することなくと。

かつ、それが逆に言うと、国交省が非常に大きくこれから力を発揮するべきところであり、そういうことができる可能性を持っている組織ではないかというふうに思うわけですが、

では、具体的にどうせいということではできないけれども、非常に、明らかにこれが結論だという分も幾つかあると、明らかに見逃してはいけない論点も幾つかあると。こういうことを踏まえて社会的に、嘉田知事が言っていますけれども、50年、100年の子孫に禍根を残さないようにしなければいけないということを言っておられる、それは皆さんそうだと思うので、そこにどういうふうに

この意見書がうまく位置づけられるかということだと思うんですけどね。

西野WGリーダー

ほかにございますでしょうか。

非洪水期の水位を±0にするというのは、目標水位を±0ということですか。

今本委員長

そうですね、はい。

西野WGリーダー

やっぱり上げないと魚は産卵しないと思うので、少しそこはちょっと書き方を変える必要があるかなというふうに思います。

今本委員長

例えば±0にしていましたら、雨が降って上がっても自然のままずっとって、+3の今の操作規則を犯さないことになりますわね。そういう意味で±0ぐらいにしておいた方がどうか。非出水期のときは、これもちょっと考えてみてください。何か、今までやってきたやり方に戻そうというだけのことなんですけど。6月15日までは。

西野WGリーダー

済みません、もし±0に非洪水期にやって浸水があったら上げてということでそこそ運用は可能なんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。現在6月15日時点の春期の目標は5cmでやっています。これをさらに5cm下げると言われると、実は平成17年の事例からするとちょっと難しいのかなと思っています。というのは、6月16日に-20cmという利水上の条件を確保できるかどうかというぎりぎりの線だと思っていますので、そういう意味でいけば5cmは最低ラインなのかなと。

西野WGリーダー

よろしいでしょうか。

今本委員長

それは年によって変わりますね。ですから、そのときにより、柔軟に対処するというような形は可能ではないのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

琵琶湖の河村です。平成17年のときに柔軟な操作もやって、ようやく-20cmが確保できたということです。すなわち、低下し始めてから大体の目安として決めていたラインよりもさらに下回ると

いう感じなので、この時期としては非常に珍しいというか過去にやったことはないんですが、フラッシュ操作と洗堰のきめこまかな操作、これを行って何とか-20cmが確保できたという状況です。

西野WGリーダー

平成17年、ちなみに間-88ぐらいまで低下したんですね。雨がほとんどなくて。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村)

今のは、私が言ったのは春先の話で、17年の冬のはきは-70cmほどまで。

西野WGリーダー

ほか何かございますでしょうか。特にないようでしたら、実は3時間を予定していたんですけど、1時間半ちょっとですけどこれで終わろうかと思えます。よろしいですか。はい、ではそういうことで。

あと、次回までにまたご意見をいただいて、中村委員のご意見も入れて、多少これの体裁と変わったような形になるかもしれませんが、次回と、1月9日と23日は作業部会となりますので、それは公開ではございません。ということで、多少この構成が変わるかもしれないということをご了解をいただいて。ただ、年内に意見、きょうのものをある程度修正したものを年内に皆様のところにお送りして、できたらたたき台で全員にお配りしたらどうかというふうに思っています。それで意見をもらって、1月4日か5日ぐらいまでに意見をもらって、それで次回の水位操作WGにたたき台という形で出したい、出さないとちょっと間に合わない。

今本委員長

今本です。例えば、きょうは19日ですね。1週間後の12月26日までに少なくとも各担当者が自分の担当した部分を見直して最新にしてくれということは依頼した方がいいのではないのでしょうか。治水のところは私も見させてもらいます。

西野WGリーダー

そうしましたら、12月26日までに各担当者の方で、これも私の書いたのもちょっと抜けているところもあるのでそれを提出していただいて最新にしていってもらって、それを委員全員に年内にお配りしていこうと思います。

あともう1点、ちょっとどうしようかと思っていたのが淀川です。淀川の部分が入れてあるところと入れてないところがありましてちょっと私自身も迷ったんですけど、幾ら言っても書いていただけないという。

今本委員長

26日までに書いてくれとあって、できが悪かったらカットしたらいいんですよ。

西野WGリーダー

では、そういうことで、一応淀川の担当の委員もおられるんですが、書きますと言って今まで一度もいただいているんですけれども、これで担当の委員の方にお配りして、最悪の場合淀川は削りますと。

中村委員

先ほど申し上げたように、結論があるならば結論に流れていくような構成のし直しをしないといけないと思いますので、それは私が西野さんの方に提案をして、またほかの方からも伺って、それがうまく流れるかどうかという問題が1つある。今は論点整理の構成になっていますので。そのところがちょっと私も気になって。というのも、琵琶湖部会の方でもこれに非常に依存した検討になっていますので、ちょっとその辺の、どうされるか、各担当の部分と構成に対する意見も要求していただければいいかなと思うんですけれども、どうでしょうかね、その辺は。

西野WGリーダー

そうしましたら、この構成に対する意見も含めて26日までにいただいて、そしてそれで中村委員ともご相談して原案を年内につくって、メールで。できたら、間に合えば庶務の方から。ちょっと難しいのではないかなと思いますけれども。そういう段取りでいきたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。一応、年内にある程度まとまったものを委員全員にお配りするということとは了解いただけると。では、そういうことで、きょうは早いですがけれどもこれで。あっ、ごめんなさい。大変失礼いたしました。傍聴者の方の意見聴取を行います。きょうご意見のある傍聴者の方がおられましたら挙手をお願いできますか。

では、その奥の方から。

## 2. 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。久しぶりで立って発言します。初めてでしょう。なぜかといいますと、他の傍聴者の方は立って発言されます。委員の方や河川管理者も含めて対等だということです。他の人のこの場の発言議論はたびたび議論されてきたと思います。

1つは、ことし最後ということで、中村委員が最後におっしゃっていましたように1つは大戸川ダムの問題があります。大戸川ダムをどう扱うか、この前も私は京都新聞の新聞記事を紹介しましたが、滋賀県の知事はこう言っているけれど、もっと政治的に、近畿地整なり国交省で話がされて進んでいるのか、もっと全体に今後の流域委員会の方向性について発言されているのか又、滋賀県の事情ということなのか、嘉田知事も流域委員会の委員として長いことやっておられて当然その裏表

がわかる中でこういう発言をされているのか、これは問題視しなければなりません。

なぜかという、この流域委員会が環境を重視した住民参加ということで世間に受けとめられております。全国の河川整備方針計画のモデルとして、議論されてきました。だからここまで来て国交省、本省、近畿地方整備局が方針展開してきているいろいろな問題が起こって1月末で終わるわけです。その辺のところをしっかりと議論しなければならないと思います。先程、午前中の住民参加部会の議論もそうですが、その辺を議論をきっちりして下さい。西野委員の発言をいろいろ聞いていると、執筆担当者が文章を書かれないとか、なかなか作業がはかどらないとかいう発言があるのは大変だと思います。今後は、淀川部会、琵琶湖部会、木津川上流部会、猪名川部会、各部会を、委員会で何がしかの議論を出して終わりだということになりそうなんです、このままではこの6年間我々が、皆さんが求めている住民が求めている川づくりにはならないと思います。

それともう1つ、これは琵琶湖の温度変化による生物のことです。きょうの京都新聞で、イササギがふえたということが報道されていました。これは、冬の湖底の温度が1度か2度下がればかなり量的に増えたということです。これは琵琶湖研究所だったと思うんですが、「たんかい」という船で調べたらそうやったということです。調査方法も進んでいる時代ですから気象条件とか過去のデータとかをモニタリングして下さい。新聞報道を確かめて下さい。その他の生物、在来種のことでもそうです。この辺を予測できれば、去年の冬は何度低かったのか、湖底は何度だったとかその前はどうか、これから予測されるのは何度だとかというところを、調査研究機関もありますし、近畿地整も魚協や他団体と協働して正確にやって下さい。

それからもう1つ、とりまとめ中の意見書のことです。朝の議論にもあったのですが、ちょっと文章の表紙にでも、写真やイラストを載せていくと皆さんが興味を持って読んでもらえるのではないかと思います。

それから最後にもう1点、前回もダムなり堰の操作規則の本「ダムの管理例規集」国土交通省河川局河川環境課監修の書籍が出版されています。これとの整合性はどうかと発言しましたが、河村所長がおっしゃっているようにダムのフォローアップについても書かれています。琵琶湖総合開発のフォローアップの取組がどうなのか、洗堰の操作規則が現状こうなっているというような経過もちょっとわかりづらいながら少しは理解できました。そのことを住民に対して、納税者に対して、説明責任があると思います。

それと、本省に河村所長さんなりが、その他の機関、近畿地整の各機関が評価についてどういう文書で滋賀県に説明を求めたり相談をされたことを本省に報告されているのか、その辺の説明はきちっとしなければなりません。それと琵琶湖総合開発についてもいつまでどうなるのかということ

を、そういう全体的な議論をしてはじめてし、流域全体で議論して、見直しするところはしていくと理解できるわけです。今そういう新しい河川整備の検討なりがそれぞれの本省の機関でやられています。その内容についてきちっとここで、議論できるようにして下さい。国交省、関係省庁の職員、民間の関係者にも我々国民、納税者、住民にもわかりやすく説明して下さい。琵琶湖が一体どうなっていくのか、環境環境と言ったって文書だけの環境で終わって、下流域も含めて洪水対策の堤防の問題も議論して下さい。そこに川が流れて水位は調整できたけれどそこには生き物が壊滅的打撃を受けていたという結果になると思います。以上です。

西野WGリーダー

では。

傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田です。簡単に。前回、水位操作と天ヶ瀬ダム問題は時間的な余裕がないということで今回は取り上げられないというお話でしたんですけど、きょうの議論を聞いていたら、やっぱり琵琶湖の水位操作問題は洗堰のコントロールが非常にきくと。その洗堰のコントロールは天ヶ瀬ダムの関連事項だという話ですから、これはどこで取り上げていただくかは別にして、淀川部会なのか琵琶湖部会になるかわからんけど、これはきちり議論しないとイケないのではないかなというぐあいに思いました。

それと、今、塔の島地区河川整備検討委員会で、地元のところで検討されているんですけども、やっぱり宇治川塔の島地区の問題は、流域委員会でも、塔の島検討委員会任せではなくてきちっと議論してもらう必要がどうしてもあると思います。治水それから環境、景観。なぜかといいますと、塔の島検討委員会は上流のこと下流のこと一切関係ない議論なんです。だから、ほとんど、どうするのがちょっとわからない状況なので、両方でやる必要があるということだと思っただけでちょっと頭に置いておいていただきたい。

それから操作規則の見直し、これは私もきのうまた河川整備基本方針検討委員会の去年のやつですかね、読んでいたら、滋賀県知事は全閉を廃止して50m<sup>3</sup>/s ぐらいは流すと、下流が洪水になったら放流制限をしたらいいと。これももっともな意見だなというぐあいに思うんです。ですからそういう点も踏まえて、かなり大胆に、操作規則をどういうぐあいに持っていけばいいのかというのはやっぱり大いに議論する必要があるのではないかなと。

ただ、その中で滋賀県知事が言われているのは、宇治川の流下能力を上げるためにはバイパス等も含めてあらゆる検討をせよというものなんですよ。だから、そういう点もきちっと議論するとすれば、塔の島検討委員会だけ任せではなくして淀川水系流域委員会も、琵琶湖、大阪じゃなくて

琵琶湖、宇治、大阪というぐあいに考えていただきたいなど。

それで、河川整備基本方針検討小委員会委員長なんかが言うてはるのも、全閉問題については50 m<sup>3</sup>/s ぐらい流れたとすれば、江戸期にですよ、最低それぐらい流すというのが必要ではないかという考えで今後考えていくというようなところまで発言されているので、そういう方向に動くのかなというふうに思うんです。

国の方の委員会では、淀川水系流域委員会のいろんな資料を見ながらいろんな評論もされています。ですから、逆に淀川の方も、その国の動きなんかも一定情報を見ながら、やっぱりかみ合うところと、かみ合わないところはかみ合わないでいいと思うんですけども、やっておく必要があるのではないかなということで、ちょっとそういう点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西野WGリーダー

ほか、ございますでしょうか。

傍聴者（山岡）

宇治市からまいりました山岡です。一言だけお願ひしたいのは、平成16年12月24日付で宇治市長が委員会あてに意見書を幾つか出されておるんです。これは宇治市の議会の承認も得て住民の意見も、今まで淀川流域委員会に出された人たちの意見もみんなまとめて、そういうことでぜひとも検討していただきたいという文書で出させておいておる、各項目にわたって書かれていると思ひます。

それから先般、商工会議所会頭、観光協会会長、それから漁業組合の組合長の3人の連名で、これも流域委員会と河川管理者に文書を出させておいておるんです。その内容というのは主に環境なんです、生態系も含めて天ヶ瀬ダムから流れてくる水の水質が非常に悪くなっておる、その中で、魚も少なくなってみんな困っている、何か起こっているのと違うかというように認識しているわけですが、どうも水位操作の一連の影響が出ているような気がしますので、確かに淀川のお話もありますけれど、すぐ途中にある宇治川についてもぜひとも1項加えていただきたいなというのがお願ひなんです。以上です。

西野WGリーダー

ほかにございませんでしょうか。そうしましたら、当初3時間だったんですけど、3時間よりちょっと早いんですけどこれで終わりたいと思ひます。では、事務局にお返しします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、第7回水位操作WG検討会を終了いたします。ありがとうございました。

〔午後 4時55分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。